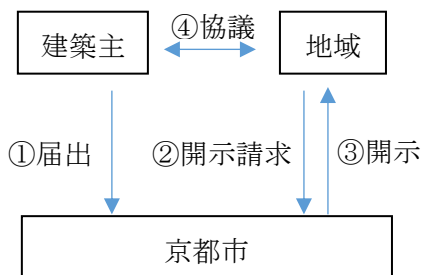


連絡調整担当者制度について

1 概要

大規模住宅建設により発生する多数の新規転入者の円滑な自治会・町内会への加入，設立を促進することを目的として，特定共同住宅（3階以上かつ15戸以上）を新築する建築主は必ず，それ以外の共同住宅を建築する建築主は地域からの申し出があった場合に限り，工事，販売，賃貸，管理の事業者ごとに，町内会への加入等の窓口となる連絡調整担当者を選定して届け出る義務を課しており，届出内容は，学区自治連合会等からの請求に応じて開示している。

○ 制度の流れ（特定共同住宅）



- ① 建築主が，新築工事，販売，賃貸，管理の事業者ごとに地域との連絡調整担当者を，市に届ける。
- ② 町内会長などが，京都市へ，開示請求書を提出する。
- ③ 開示の準備が整い次第，「連絡調整担当者届」（写し）を渡す。
- ④ 新しいマンションに入居される方の自治会・町内会加入の取扱いをどうするかなど，必要な事項について協議を行う。

※ 平成27年3月から，都市計画局との連携のもと，マンション等の建設予定を把握し，所在地の学区自治連合会等の代表者に情報提供を行っている。

参考：地域コミュニティ活性化推進条例

（事業者の責務）

第5条第3項 事業者は，地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

（共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者の届出）

第15条 特定共同住宅を新築する者は，一中略—当該特定共同住宅の新築工事，販売，賃貸及び管理をする事業者に対し，それぞれ連絡調整担当者を選任させるとともに，連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項を市長に届け出なければならない。

（共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者に係る情報の提供）

第16条 地域自治を担う住民組織は，その活動を行う地域に新築される共同住宅に関して前条第1項の規定により届出のあった事項について，文書により開示を請求することができる。

京都市地域コミュニティ活性化推進計画 改訂版 P21

（1）住宅関連事業者等と連携した自治会・町内会への加入の促進

戸建て住宅などの宅地開発についても，連絡調整担当者届出・開示制度を構築し，自治会・町内会の設立や加入を促進する仕組みづくりに取り組みます。

2 現状

（1）これまでの利用実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (11月末)	合計
連絡調整担当者届出件数	99	119	102	101	110 (19)	61 (11)	592
開示請求件数	2	13	13	35	39 (19)	25 (11)	116

※ () は，特定共同住宅以外の共同住宅に関するもので内数である。

(2) 制度を利用した結果、町内会・自治会への入会につながった事例

事例1 建築現場に立てられた標識の連絡先では担当者が捕まらなかったが、連絡調整担当者制度で担当者の連絡先が分かり、事業者と協議を行うことができた。

事例2 連絡調整担当者制度を利用して、早くから事業者と協議を行えたため、物件賃貸の重要事項説明において、自治会への入会を盛り込んでもらうことができた。

3 平成29年度第1回地域コミュニティ活性化推進審議会での意見

- ・ 制度の戸建て住宅への拡大に異議はない。制度改正にあわせて、運用も含め、利用しやすいものに見直してもらいたい。
- ・ 建築予定情報について、共同住宅の規模、入居世帯数を加えてほしい。
- ・ 地域から開示請求し事業者に連絡する制度であるが、事業者から自治会に出向く方がよい。自治会から事業者へは声がかげづらいと思う。

(参考) 1年間でのおよその共同住宅建設及び宅地開発の現状

- ・ 共同住宅 約350件
(内、特定共同住宅は3分の1程度)
- ・ 宅地開発 約80件
(内、1,000㎡以上の開発は2分の1程度)
- 合計 約400件～450件

